

東京都市計画一団地の都市安全確保拠点施設の変更
(江戸川区決定)

都市計画一団地の都市安全確保拠点施設を次のように変更する。

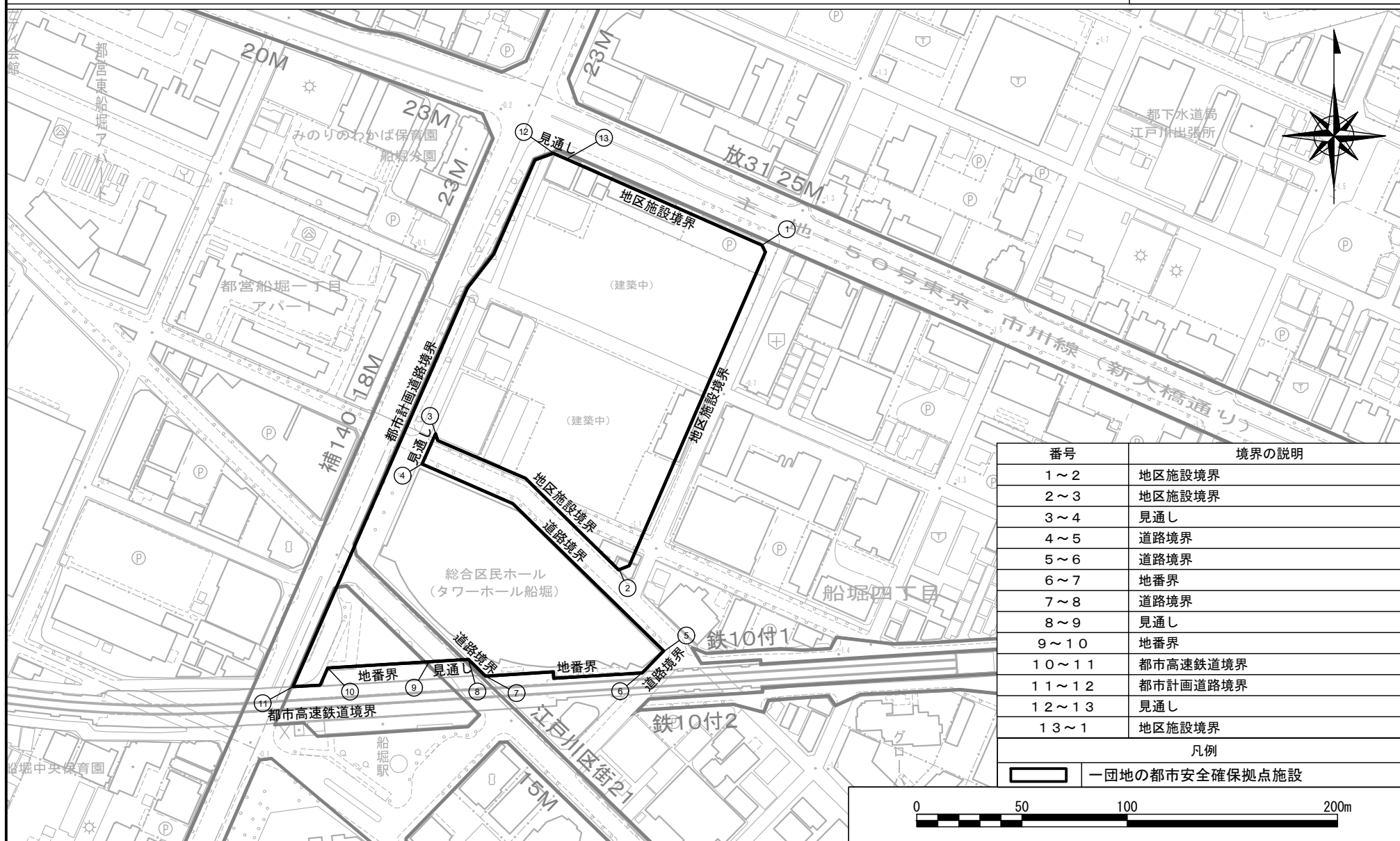
名称	船堀四丁目地区一団地の都市安全確保拠点施設						
位置	東京都江戸川区船堀三丁目、船堀四丁目各地内						
面積	約 2.9 h a						
特定公益的施設 及び公共施設の 位置及び規模	特定 公益 的 施 設		面 積		備 考		
		特定公益的施設 A	約 0.9 h a		区役所本庁舎に災害対応施設及び特定避難支援施設を配置する		
		特定公益的施設 B	約 0.7 h a		店舗・住宅・事務所・駐車場の用途を中心とした施設に特定避難支援施設を配置する		
		特定公益的施設 C	約 0.8 h a		総合区民ホールに特定避難支援施設を配置する		
		小 計	約 2.4 h a		特定公益的施設の床面の高さは A.P.+5.2m 以上とする。		
	公 共 施 設	道 路	種別	名称	幅員	延長	備考
			区画街路	江戸川区画街路第 21 号線	約 15m	約 70m	整備済
			上記のほか、特定公益的施設 A、B、C 及び都営新宿線船堀駅と接続する歩行者デッキ（幅員約 3.5m、延長約 240m）を浸水深以上の高さに配置する。				
		小計	約 0.5 h a				
建築物の高さの 最高限度若しく は最低限度	—						
建築物の容積率 の最高限度若し くは最低限度	別途都市計画で定める通りとする。						
建築物の建蔽率 の最高限度	別途都市計画で定める通りとする。						
「区域、特定公益的施設及び公共施設の位置は計画図表示のとおり」							

理由：大規模水害時に広域避難ができなかった場合でも、一時的な避難先を備えた建築物等による建物群によって、命の安全と浸水区域外への避難までの最低限の避難環境を確保するとともに、現計画の歩行者デッキを駅のホーム階まで延伸することで、浸水区域外との動線を確保し、更なる水害に強いまちを形成するため、一団地の都市安全確保拠点施設を変更する。

東京都市計画一団地の都市安全確保拠点施設

船堀四丁目地区一団地の都市安全確保拠点施設 計画図 1

〔江戸川区決定〕

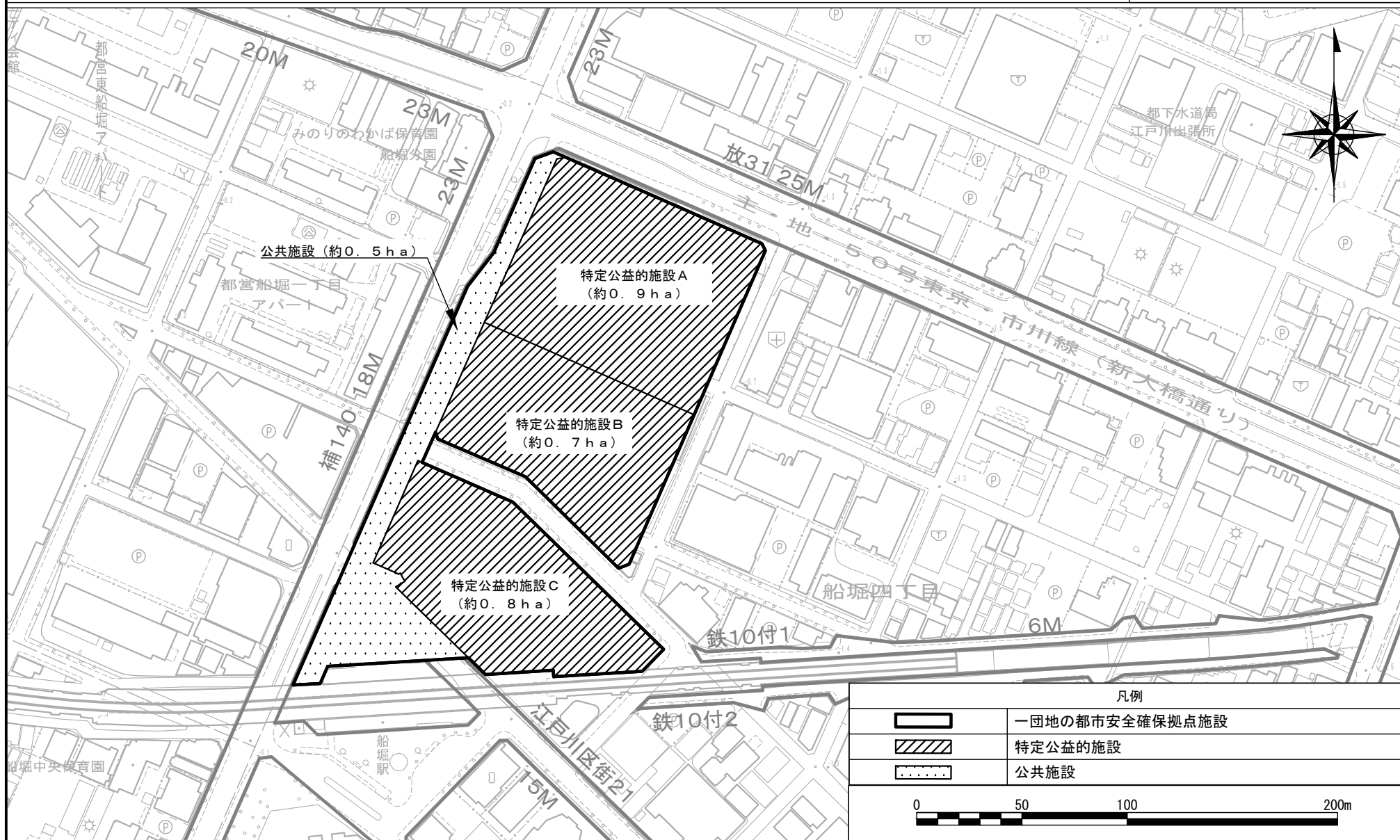


番号	境界の説明
1～2	地区施設境界
2～3	地区施設境界
3～4	見通し
4～5	道路境界
5～6	道路境界
6～7	地番界
7～8	道路境界
8～9	見通し
9～10	地番界
10～11	都市高速鉄道境界
11～12	都市計画道路境界
12～13	見通し
13～1	地区施設境界
凡例	
	一団地の都市安全確保拠点施設

東京都市計画一団地の都市安全確保拠点施設

船堀四丁目地区一団地の都市安全確保拠点施設 計画図 2

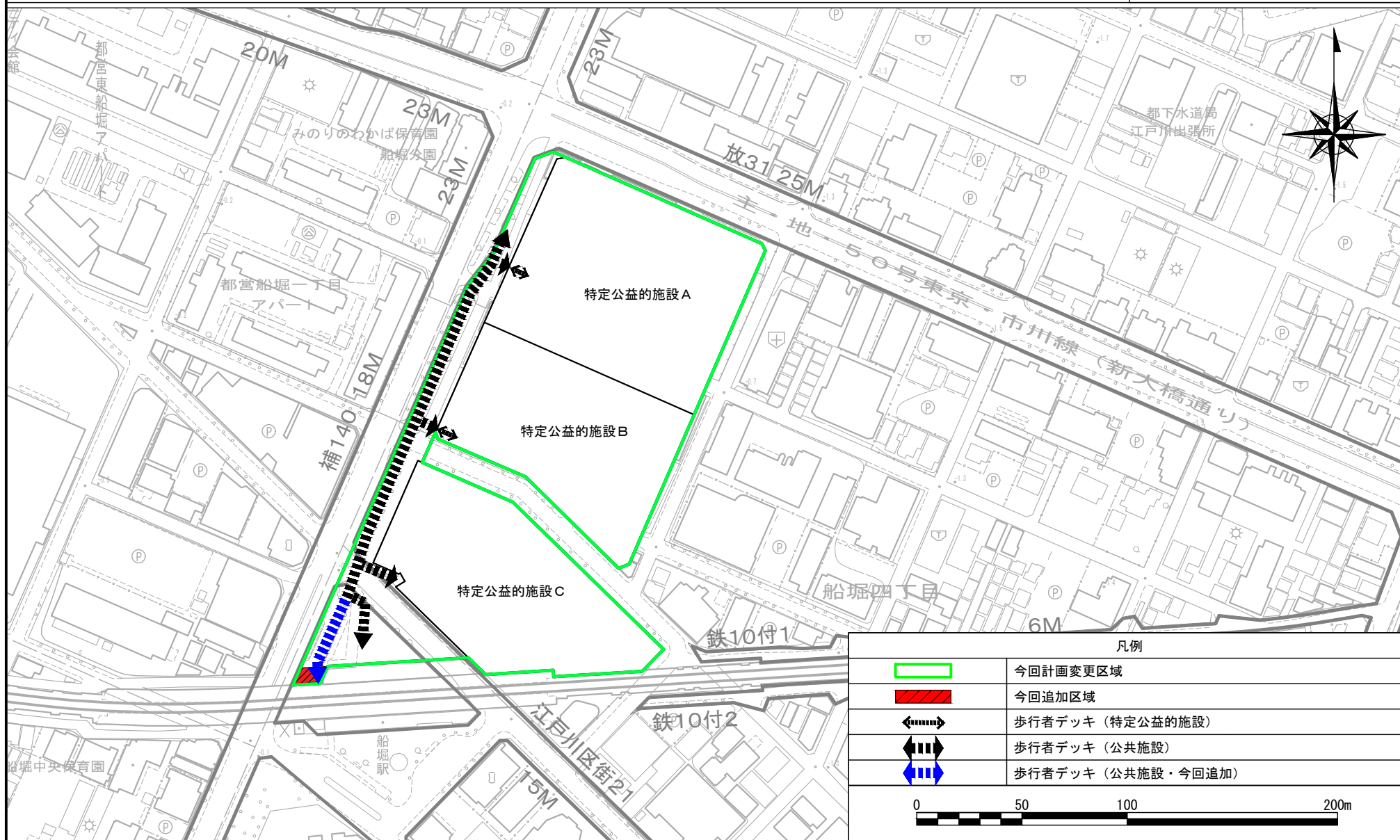
〔江戸川区決定〕



東京都市計画一団地の都市安全確保拠点施設

船堀四丁目地区一団地の都市安全確保拠点施設 参考図

〔江戸川区決定〕



船堀四丁目地区一団地の都市安全確保拠点施設 総括図〔江戸川区決定〕

